

坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札参加者心得書

(令和4年7月1日改正)

(令和6年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 坂戸・鶴ヶ島消防組合が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び物品の買入れ・賃貸借並びにその他の業務委託等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得書に定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 一般競争入札の参加資格を得た者又は指名競争入札の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、坂戸・鶴ヶ島消防組合契約規則（昭和47年規則第16号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び心得書を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、坂戸・鶴ヶ島消防組合業務委託契約約款その他各業務別に定める契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札参加者心得書、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

3 契約規則、契約約款は坂戸・鶴ヶ島消防組合総務課の窓口及び坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページ「入札契約情報」で閲覧することができる。

ホームページアドレス <http://sakatsuru119.jp/>

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及びその他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、坂戸・鶴ヶ島消防組合の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(入札参加資格及び指名の取消し)

第4条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 政令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名は、これを取り消す。

3 入札参加者が、政令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その入札の参加資格又は指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。

(2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。

(3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

5 入札参加者が、坂戸・鶴ヶ島消防組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第10号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づき指名停止を受けた場合、及び坂戸・鶴ヶ島消防組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第7号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3条に基づき指名除外の措置を受けた場合は、その入札参加資格を取り消す。

（一般競争入札の参加資格）

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、管理者が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(3) 坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事又は業務に対応する業種で登載されている者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外を受けていない者であること。

(5) 直近の2か年度において、坂戸・鶴ヶ島消防組合発注工事に係る工事成績点数（それぞれの年度の平均点）が極めて低いものでないこと。

（暴力団等の不当介入があった場合の報告義務）

第6条 入札参加者は、組合発注工事等において、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係業者から不当介入（物品・機関誌等の購入の強要、金銭の不当要求、現場管理に起因した言いがかり等）を受けた場合は、不当介入報告（届出）書を作成し、直ちに管理者及び警察署に提出しなければならない。

（入札）

第7条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告又は指名通知等の定めるところにより質問することができる。

2 入札の方法は、原則として建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理、物品・その他の業種については書面により入札書を提出する入札により行う。

3 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い行うものとし、また、入札にあつては、指示された時間に遅刻した者及び所定の設計図書の貸与を受けていない者の入札参加は認めない。

4 入札参加者は、入札にあつては、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、これを封書にして入札執行者の指示により入札箱に投入しなければならない。

5 入札は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者が見積もった金額の消費税及び地方消費税の税抜き相当額により行わなければならない。ただし、入札公告又は指名通知等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

6 入札の場合、入札参加者が、代理人をして入札に参加させようとするときは、代理人に委任事項、件名、委任者・受任者（代理人）の氏名・使用印押印・日付その他必要事項を記載した委任状を提出させなければならない。また、本人が参加する場合は代表者印を、代理人が参加する場合は、委任状に押印した自己の印鑑を必ず所持すること。

7 入札参加者は、入札公告又は指名通知等により、入札金額見積内訳書、配置予定技術者報告書及び総合評価方式に係る技術資料その他の提出を求められたときは、入札公告又は指名通知等若しくは入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

（入札保証金）

第8条 入札参加者は、入札公告又は指名通知において入札保証金を免除された場合を除き、見積金額（消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の5/100以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 入札保証金は、入札終了後、納付した場所で直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

3 契約規則第7条の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、別に定める方法により入札保証金免除申請書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、辞退を申し出るものとする。ただし、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。なお、入札期間を設け入札書の提出を求めたものについて、当該期間内に入札書が未着の場合は、その入札を辞退したものとみなす。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵送、持参して行う。ただし、入札執行までに持参できない場合は、ファクシミリで提出することができる。

ファクシミリ番号 049-281-3496

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。ただし、郵便入札により執行する場合は、この限りではない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第11条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第12条 入札（郵便入札により執行する場合を除く）の場合は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 郵便（郵便入札により執行する場合を除く）、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

(4) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書を提出しない者がした入札

(5) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の内容が認め難い者がした入札

(6) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札（いわゆる「値引き」と同意義による調整は認めない。）

(7) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(8) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札

(9) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

(10) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札

(11) 入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

ア 入札者の記名及び押印がない入札

イ 押印（訂正印）の有無にかかわらず、金額の訂正を行った入札

ウ 押印された印影が明らかでない入札

エ 記載すべき事項の記入がない入札又は記入した事項が明らかでない入札

オ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

カ 他人の代理を兼ねた者がした入札

キ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の代理をした者がした入札

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第14条 落札者は、予定価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額以上の価格の

入札をした者のうち最低の価格の入札をした者)とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 入札(郵便入札による執行の場合を除く)による場合は、落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

3 落札者が、消費税及び地方消費税について免税事業者である場合は、落札決定後、免税事業者届出書を提出しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第15条 落札とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるとき(総合評価方式を適用した場合は、評価値等が最も高い者が2者以上あるとき)は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引き落札者を決定する。

(再度入札)

第16条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うことがある。

2 再度入札は1回限りとする。

3 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

(1) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

(2) 入札前に、設計額を公表した入札。

(不調時の取扱い)

第17条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

2 再度入札において無効の入札を行った者又は最低制限価格を設定した場合で、当該最低制限価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額未満の入札をした者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 入札(郵便入札による執行の場合を除く)の場合で第1項の規定により随意契約の方法により契約の締結を行うときは、再度入札の結果の発表に続き、当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積をした者を契約の相手方とする。

(契約書等の提出)

第18条 落札者は、特に指示がない限り、落札決定日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日及び組合の年末年始の休業日を除く。)に、契約書に記名・押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 契約書の製本方法は、特記仕様書等又は発注担当部所の指示により、契約に必要な部数を落札者の負担において行うものとする。

4 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)

(2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が坂戸・鶴ヶ島消防組合から指名停止措置を受けたとき。

(4) 落札者が暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

(契約保証金)

第19条 落札者は、契約締結に当たって契約金額の10/100以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

2 履行保証保険契約の締結等により契約保証金の免除を受けようとする者及び担保の提供をしようとする者は、契約書の提出日までに必要書類を添付して契約保証金免除申請書(担保等内訳書)を提出しなければならない。

(契約の確定)

第20条 契約は、管理者と落札者が契約書に記名・押印したときに確定する。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

(議会の議決を要する契約)

第21条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第21号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約(予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負及び予定価格が2千万円以上の動産の買入れ)については、組合議会の議決を得た後に本契約を締結する旨を明記した仮契約書を取り交わし、議決後に本契約を締結する。

2 前項の場合、組合議会で否決された場合において生じた損害は、組合又は落札者の双方とも一切請求することができない。

(異議の申立)

第22条 入札参加者は、入札後、この心得書、契約書(案)、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札情報の公開)

第23条 設計額を入札前に公表する入札は、指名通知書又は一般競争入札の公告にその旨を記載し、公表事項は坂戸・鶴ヶ島消防組合総務課前に設置した「入札情報掲示板」及び坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページ「入札契約情報」にて公表する。

2 入札結果等は、別に定める坂戸・鶴ヶ島消防組合が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領に基づき公表する。

(その他)

第24条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供する。

2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る業種について契約(第17条第3項により契約を締結する場合も含む。)を締結しようとする日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。

3 入札参加者はこの心得書に定めるもののほか、係員の指示に従わなければならない。

建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項

平成28年6月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正

建設工事に係る入札参加者は、前記の坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札参加者心得書のほか、坂戸・鶴ヶ島消防組合発注工事の入札及び施工に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 受注者は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に規定する一括下請負等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等は、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。

2 建設業における生産システム合理化指針等の遵守について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めなければならない。
- (3) 組合から直接工事を請負った建設業者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、「施工体制台帳」を作成し工事現場に備え置くとともに、当該施工体制台帳（下請契約書等の添付書類を含む）の写しを工事発注課へ提出しなければならない。また、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、施工体制台帳に当該施工体系図の写しを添付して工事発注課へ提出しなければならない。
- (4) 建設産業における所定労働時間は、労働基準法に基づき、平成9年4月から週40時間制に全面的に移行することとなったので、施工にあたっては現場の就労実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を短縮するなどの方法により、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。

3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めなければならない。

4 労働基準の適正化と労働災害の防止について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払わなければならない。

なお、工事費や設計業務委託等の積算にあたっては埼玉県労務単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

※詳しくは埼玉県ホームページを参照のこと。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置を取るよう努めなければならない。

なお、車両は下請負者を含め埼玉県ディーゼル車規制適合車を使用すること。

6 建設業退職金共済制度への加入促進等について

- (1) 受注者は建設業退職金共済制度への加入に努め、制度の対象となる労働者を使用する場合には、証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 1件の契約が500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書を貼り付けした「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を、契約締結後1か月以内に、担当課へ提出しなければならない。ただし、期限内に提出できない正当な理由があり、あらかじめ書面により申し出た場合はこの限りでない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し加入促進を図るとともに、下請業者に対して共済証紙の現物交付又は掛金相当額を下請代金中に算入するものとする。
- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注者に提出した受注者は、共済証紙の個別貼付実績について常に把握するとともに、請け負った工事が完成したときは、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請負人が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により発注課所に提出すること。
- (5) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に対する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (6) 工事請負契約を締結した建設業者は、建退共支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（黄色のシール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。なお、建設業退職金共済について不明な点は、下記へ問い合わせてください。

● 勤労者退職金機構 建設業退職金共済事業本部 埼玉支部
TEL. 048-861-5111
埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉県建産連会館

7 技術者の適正な配置について

- (1) 1件の請負金額が、4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければならない。
- (2) 元請人が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは常時資格者証を携帯し、発注者（監督員等）から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。
- (3) 元請人が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者、監理技術者等は、元請人と直接かつ経常的な雇用関係にある者でなければならない。

8 経営事項審査の義務化

一定の公共工事を請け負おうとする者は、建設業法の規定により経営事項審査を受けることが義務付けられています。経営事項審査を受けていないと、公共工事を請け負うことができなくなりますので、毎年決算ごとに必ず受審してください。経営事項審査の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7か月以内とされていますので、最新の経営事項審査の総合評定値通知書が送付されたときは、その写し（A4に縮小）を速やかに総務課へ提出（郵送可）してください。

9 工事实績情報（コリンズ）登録を義務化

請負金額が500万円以上のすべての建設工事について請負業者にコリンズへの登録を義務付けております。500万円以上の工事を請負った場合は、契約締結日から10日以内（土・日曜・祝日を除く。）に工事实績情報を登録し「登録内容確認書」を提出してください。

入札金額見積内訳書の作成条件（全業種適用）

（平成15年6月以降）

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、入札・契約手続きの透明性を向上し、公正な契約制度の推進を図るため、平成10年10月から一部の入札設計額（税込み）の事前公表の試行を開始し、平成12年8月からは事前公表の試行範囲を全入札に拡大し、平成15年9月から本実施に移行したところです。

しかし、設計額や予定価格等の入札の目安になる情報を事前公表すると、①落札額が高止まりとなる、②談合を助長する、③積算をしなくても応札できる等の問題点が一般的に言われております。また、過当競争により低価格での落札があった場合、それが粗漏工事や下請業者や労働者へのしわ寄せにつながる等業界の健全な発展を阻害するなどの諸問題が懸念されるとの意見もあります。

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、これらの問題に適正に対処するため、入札参加者の独自で真摯な適切な積算であることを確認するため、入札書の提出と同時に「入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）」の提出を義務付けています。以下の内訳書作成条件に従って作成してください。

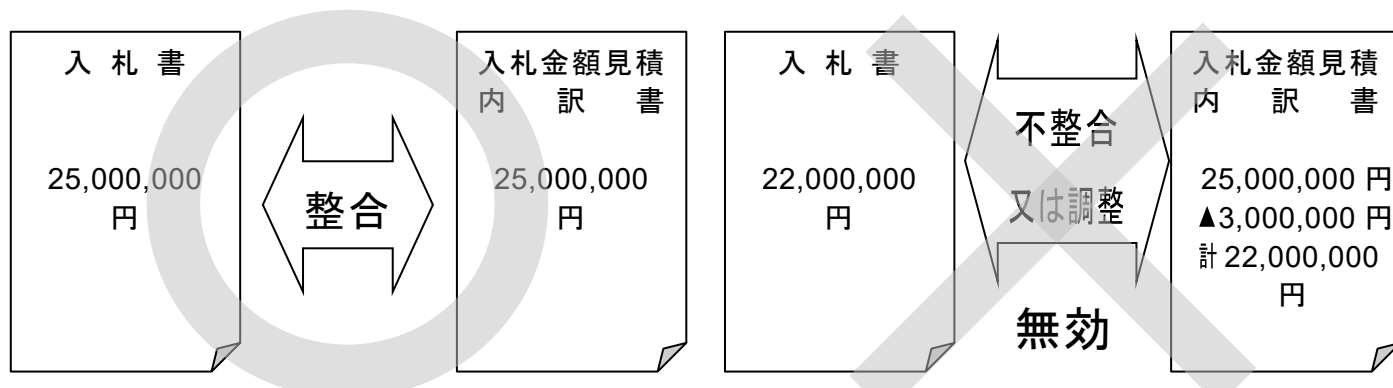
ただし、指名通知書で内訳書の提出を「不要」とした場合は、提出の必要はありません。

入札参加者は、坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札参加者心得書のほか下記の点に注意して内訳書を作成してください。

- ① 内訳書の記載項目は、原則として貸与した設計図書（仕様書）の項目に基づくものとします。様式は、原則として組合が指定した様式によることとします。なお、組合が指定した様式と同様の内容であれば参加者の様式でも可とします。
- ② 内訳書の合計額が入札書に記載した金額と一致していない場合は、その者がした入札を無効とします。いわゆる「値引き」や「改め」で調整減額した場合は無効とします。最終段階での端数処理（いわゆる「改め」）の範囲は、10,000円以内の端数処理に限り有効とします。
- ③ 内訳書の提出がない場合は入札に参加することができません。又は、その者がした入札を無効とします。
- ④ 貸与した設計図書への書込みは禁止します。必要な場合は、コピーしたものを使用してください。
- ⑤ 内訳書の提出方法
 - a 入札の際は入札書とは別の封書にして封印の上、入札書と同時に提出できるよう用意してください。
 - b 内訳書には、表紙又は欄外に会社名を明記してください。（ゴム印可、代表者の押印不要）
 - c 内訳書が複数枚数になるときは、上部を綴じてください。
- ⑥ 内訳書の審査

提出された内訳書は、入札書の開封と同時に審査します。内容に疑義がある場合は、入札を中止又は保留し事情聴取を行い、若しくはその者がした入札を無効とすることがあります。内訳書の主な審査内容等は次のとおり。

 - a 内訳書の内容（項目、金額等）が妥当であるか。
 - b 入札書に記載した数値と一致しているか。値引き調整等をしたものでないか。
 - c 他社と全く同一の数値内訳でないか。
 - d 他社と同一のコピー・FAX等による複製でないか。また、一部を修正するなど手を加えただけの実質複製したものでないか。など



最低制限価格の運用基準について

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、確実な履行の確保を図る観点から、低制限価格制度を導入し、次のとおり設定基準を定め、運用しています。

【最低制限価格制度の説明】

入札による落札業者の決定方法は、あらかじめ組合が定めた予定価格以内で最低の申込み（入札）をした者が落札者となるのが原則です。

しかし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で低制限価格以上の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度です。

● 建設工事（令和4年5月1日改正）

【対象工事】設計額が130万円超の全ての建設工事の入札に適用します。

【最低制限価格の設定（計算）方法】（原則）

予定価格算出の基礎となった下記の額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあつては9.2/10を乗じて得た額とし、予定価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては7.5/10を乗じて得た額とします。

直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68

※ 算出にあたっては、上記計算式の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとします。

※ 特別な事情があるときは7.5/10から9.2/10の範囲で適宜設定する場合があります。

※ 有価物売却費（設計上、控除項目として計上されるものを指す。）を直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費に計上せず、別に積算した建設工事については、上記計算式の額の合計額から有価物売却費を控除した額とします。（令和4年10月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用）

※ ただし書き及び特別な事情に該当する場合については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とします。ただし、下限値を使う場合又は端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とします。

● 業務委託（令和元年7月1日改正）

【対象業務】設計額が50万円超の設計・調査・測量業務の入札に適用します。

【最低制限価格の設定（計算）方法】（原則）

別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に8/10を乗じて得た額を超える場合にあつては8/10を乗じて得た額とし、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては6/10を乗じて得た額とします。なお、測量業務については、その額が予定価格に8.2/10を乗じて得た額を超える場合にあつては8.2/10を乗じて得た額とし、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては6/10を乗じて得た額とします。また、地質調査業務については、その額が予定価格に8.5/10を乗じて得た額を超える場合にあつては8.5/10を乗じて得た額とし、予定価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあつては2/3を乗じて得た額とします。

別表

業 種 区 分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木関係の建設コンサルタント業務	- 直接人件費の額	- 直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の4.8を乗 じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9を乗じて 得た額	解析等調査業務費 の額に10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に10 分の4.8を乗じて 得た額
補償関係コンサル タント業務	- 直接人件費の額	- 直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の4.5 を乗じて得た額

※ 算出にあたっては、①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に

100分の110を乗じることとします。

※ 特別な事情があるときは6/10から8/10の範囲（測量業務にあつては6/10から8.2/10、地質調査業務にあつては2/3から8.5/10の範囲）で適宜設定する場合があります。

※ ただし書き及び特別な事情があるときについては、建設工事の場合と同様の方法で計算を行うこととします。

【情報の公開】

入札・契約制度の透明性・公正性の向上を推進するため、設計額は、指名通知書に表示して事前公表します。また、一般向けにインターネットで組合ホームページに掲載するほか、総務課窓口の入札情報掲示板に掲載します。

ホームページアドレス <http://sakatsuru19.jp/>

談合情報は公正取引委員会に通報します

組合では、信憑性のある談合情報があったときは、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事等談合情報等対応要領の規定に基づき、資料を添えて「公正取引委員会」に通報するとともに所管の警察署に情報提供します。また、不正行為の事実ありと判断したときは、刑事訴訟法に基づく告発について決定します。

入札談合は、受注調整等の名目にかかわらず、独占禁止法、刑法、地方自治法で禁止されています。独占禁止法に違反すると排除措置命令を受け、課徴金納付命令、懲役等の刑事罰、損害賠償、建設業法の営業停止処分、公共団体等からの指名停止措置等が行われ、これらが公表されますので社会的信頼を著しく失墜させることになります。

各企業においては、独占禁止法違反行為の防止のための体制作りを推進し、社内外に徹底することが必要です。

建設業法違反は許可行政庁に通報します

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で固く禁止されている一括下請負（丸投げ）や、適正な技術者を配置していない場合が明らかなきは、建設業の許可行政庁である都道府県又は国土交通省に通報します。このような違反は監督処分の対象となり、営業停止等の措置が行なわれ、各発注機関からは指名停止等の措置が行なわれ、社会的信頼を著しく失墜させることになります。

入札参加にあたっては、自社の手持工事の状況、配置が必要な技術者の状況、技術的な受注能力等を総合的に考慮して適正な受注が可能な場合に参加してください。入札参加は自由ですから、指名されても、受注が困難な状況にある場合は入札を辞退しても、そのことを理由に以降の指名等に不利益を与えることはありません。